

平成27年度林野関係税制改正要望について

1 新規措置に関する要望

- (1) 森林吸収源対策の財源確保に係る税制措置（複数税目）
- (2) 中小企業者等の法人税率の引下げ（法人税）
- (3) 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）

2 既存措置に関する要望

- (1) 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20％等）の3年延長（所得税）
- (2) 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- (3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30％）又は法人税額等の特別控除（7％）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の2年延長（所得税・法人税）
【経産省等3省共管】
- (4) 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12％増し）の2年延長（法人税）
【経産省等5省庁共管】
- (5) 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4％→0.15％）の2年延長（登録免許税）
【経産省共管】

森林吸収源対策の財源確保に係る税制措置

【政策の背景・目的】

○ 我が国の温室効果ガス削減目標（2020年に2005年比3.8%減等）の達成のためには、温室効果ガス排出削減対策、森林吸収源対策等を総合的に推進する必要がある。森林吸収源対策については、2020年度において2.8%以上の吸収量を確保することとしており、適切な森林整備等によってその達成を図ることが重要。

○ また、森林整備等による森林吸収源対策を着実に実施することは、多面的機能や、地域の経済活性化・雇用創出などにもつながる。

○ しかしながら、森林吸収源対策については、当初予算だけでは十分な措置がなされず、補正予算を活用して辛うじて確保してきたところであり、安定的な財源が確保されていない。

○ 平成24年10月には、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置（CO2排出源である化石燃料に課税）が導入されたが、その税収はエネルギー一起源CO2排出抑制対策のみに充当。

○ 内閣府の世論調査では、森林吸収源対策の推進に必要な費用は、温室効果ガスを排出する割合に応じて企業や国民が負担することや、森林の恩恵は広く国民全体に及ぶことから国民全体で負担することが適当という意見が多数

○ 地方自治体はじめ各方面からも、「地球温暖化対策のための税」の用途拡大等による安定財源確保の要請。

【要望の内容】

○ 森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みを創設する。具体的には以下の措置等を検討。

①石油石炭税の税率の特例の活用等

➢ 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置（「地球温暖化対策のための税」）と同様の税の創設又は「地球温暖化対策のための税」の活用（使途に森林吸収源対策を追加）等による森林吸収源対策に充てることのできる収収枠の創設。

②揮発油税の税率の特例の活用

➢ 揮発油税の「当分の間税率」を森林吸収源対策に優先的に充当。

③森林環境税（仮称）の創設

➢ 地方自治体において導入されている森林環境税等の国税版の創設（例えば、復興特別所得税等の仕組みと同様、既存の税額等に一定の率を乗じて計算した額を併せて徴収する仕組みを想定）。

（参考1）平成26年度税制改正大綱（抜粋）（自民党・公明党 平成25年12月12日）

第三 検討事項

15 わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー一起源CO2排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

（参考2）経済財政運営と改革の基本方針2014（抜粋）（平成26年6月24日閣議決定）

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（4）地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。